

## 県有財産利活用推進会議設置要綱

### (設置)

第1 県が保有する土地、建物等の財産を重要な経営資産と捉え、群馬県公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの効率的かつ効果的な推進等を図るため、全庁的な視点から検討、調整等を行う「県有財産利活用推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県有財産の総量縮減に関すること
- (2) 県有施設の長寿命化に関すること
- (3) 県有財産の効率的利活用に関すること
- (4) 群馬県公共施設等総合管理計画に関すること
- (5) 未利用地及び低利用地の有効活用、管理及び処分に関すること
- (6) その他県有財産の有効活用を図る上で必要な事項に関すること

### (構成)

第3 推進会議は、総務部長を会長とし、別表1に掲げる関係課長等をもって構成する。

### (会議)

第4 推進会議は、会長が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 群馬県行政組織規則第7条に規定する部の長、議会事務局長、教育委員会事務局次長（2人以上いる場合については、主に管理を担当する者）及び警察本部警務部長並びに企業局長及び病院局長（以下「部長等」という。）は、用途廃止が見込まれる土地、貸付地の返還が見込まれる土地等の利用について検討を必要と認めるときは、会長に県有土地利用検討依頼書（様式第1号）を提出し、推進会議の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (作業部会)

第5 第2の所掌事項に係る実務的な検討を行うため、推進会議に次の作業部会を置く。

- (1) 県有財産利活用検討部会
- (2) 県有施設長寿命化推進部会
- 2 作業部会は、管財課長を部会長とし、別表2に掲げる課の担当係長をもって構成する。
- 3 作業部会は、部会長が招集し、必要に応じて随時開催するものとする。
- 4 作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係する構成員のみをもって開催することができる。
- 5 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (検討結果の通知)

第6 会長は、推進会議の検討結果について、必要に応じて関係する部長等に通知するものとする。

### (庶務)

第7 推進会議及び作業部会の庶務は、総務部管財課において処理する。

### (雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。
- 2 「県有土地利用検討委員会設置要綱」及び「県有施設長寿命化対策検討会議設置要綱」は、廃止する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年3月16日から施行する。

別表1（第3関係）

総務部総務課長
総務部財政課長
総務部管財課長
総務部管財課財産活用推進室長
総務部市町村課長
企画部企画課長
生活文化スポーツ部県民生活課長
こども未来部こども政策課長
健康福祉部健康福祉課長
環境森林部環境政策課長
農政部農政課長
産業経済部産業政策課長
県土整備部監理課長
県土整備部建築課長
前橋行政県税事務所長
北群馬渋川振興局渋川行政県税事務所長
伊勢崎行政県税事務所長
高崎行政県税事務所長
多野藤岡振興局藤岡行政県税事務所長
甘楽富岡振興局富岡行政県税事務所長
吾妻振興局吾妻行政県税事務所長
利根沼田振興局利根沼田行政県税事務所長
太田行政県税事務所長
桐生みどり振興局桐生行政県税事務所長
邑楽館林振興局館林行政県税事務所長
企業局総務課長
企業局財務課長
病院局総務課長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局総務課長
教育委員会事務局管理課長
警察本部装備施設課長

別表2（第5関係）

総務部総務課  
総務部財政課  
総務部管財課  
総務部管財課財産活用推進室  
総務部市町村課  
企画部企画課  
生活文化スポーツ部県民生活課  
こども未来部こども政策課  
健康福祉部健康福祉課  
環境森林部環境政策課  
農政部農政課  
産業経済部産業政策課  
県土整備部監理課  
県土整備部建築課  
前橋行政県税事務所  
北群馬渋川振興局渋川行政県税事務所  
伊勢崎行政県税事務所  
高崎行政県税事務所  
多野藤岡振興局藤岡行政県税事務所  
甘楽富岡振興局富岡行政県税事務所  
吾妻振興局吾妻行政県税事務所  
利根沼田振興局利根沼田行政県税事務所  
太田行政県税事務所  
桐生みどり振興局桐生行政県税事務所  
邑楽館林振興局館林行政県税事務所  
企業局総務課  
企業局財務課  
病院局総務課  
議会事務局総務課  
教育委員会事務局総務課  
教育委員会事務局管理課  
警察本部装備施設課

様式第1号

県有地利用検討依頼書

第 号  
年 月 日

県有財産利活用推進会議会長 様  
(総務部長)

部長

下記の県有地の利用について、検討を依頼します。

記

名 称	
用 途	
種 目	
所在地	
面積	
用途廃止等の時期	年 月
用途廃止等の理由	
都市計画法及び建築基準法等による規制内容	
その他参考となる事項	

(注) 位置図、公図、現況図及び土地台帳(写)を添付